

第四十五回国会 衆議院 法務委員會議録 第二一號

昭和三十一年十二月十二日(木曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 鍛冶 良作君 理事 唐澤 俊樹君

理事 小島 徹三君 理事 三田村武夫君 理事 石野 久男君

理事 坂本 泰良君 大竹 太郎君

四宮 久吉君 中垣 國男君

竹谷源太郎君 志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 賀屋 興宜君

出席政府委員

法務政務次官 天竺 良吉君

検事長(大臣官房司法事務) 津田 實君

法制調査部長 委員外の出席者

最高裁判所事務 総長 関根 小郷君

専門員 櫻井 芳一君

十二月十一日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号) は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国政調査承認要求に関する件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三号) 検察官の俸給等に関する法律の一部

第一類第三号 法務委員會議録第二号 昭和三十一年十二月十二日

を改正する法律案(内閣提出第四号)

○濱野委員長 これより會議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政の適正を期するため、本会期中において、

一、裁判所の司法行政に関する事項 二、法務行政及び検察行政に関する事項 三、国内治安及び人権擁護に関する事項

以上の各事項につきまして、小委員会を設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等の方法によりまして、国政調査を実施することとし、規則の定めるところにより、書面をもって委員

長から議長に対しその承認を求めることといたし、存じます。これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○濱野委員長 御意議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○濱野委員長 次に、国会法第七十二条の規定による最高裁判所の長官またはその指定する代理者の出席説明に関する件についておはかりいたします。

今会期中におきまして、本委員会の審査または調査に、最高裁判所の長官またはその指定する代理者から出

席説明の要求がありましたとき、その承認に関する決定につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○濱野委員長 御意議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○濱野委員長 この際、賀屋法務大臣、天竺法務政務次官及び関根最高裁判所事務総長から発言を求められておりますので、順次これを許します。法務大臣賀屋興宜君。

○賀屋國務大臣 私、本年の七月法務大臣に就任いたしました。早くごあいさつを申し上げるべきでございましたが、その機会に恵まれませんでした。失礼をいたしておりましたが、あしからず御了承をお願いいたします。

先般の第三次池田内閣におきまして、引き続き留任をいたすことになりました。私は法務のほうはまったくしろうとでございまして、それがゆえに一そう責任の重大を感じまして、大いに努力をいたすつもりでござい

ますが、何ぶんにも右申しましたように、全く不行き届きの点が多いと存じます。何とぞ皆さま方の御高配、御支援を切にお願ひ申し上げ次第でございます。

さしむき来年度の予算の問題などにつきまして、従来の法務省の予算は不十分と申しますが、大いに充実しなければならぬ面がたくさんあるのではない

かと感ぜられますので、こういう点につきましても、直接間接に皆さま方の御支援をお願いいたしたいと存じます。

何とぞ、今後ともよろしく願ひいたします。(拍手)

○濱野委員長 法務政務次官天竺良吉君。

○天竺政府委員 法務政務次官に就任いたしております天竺良吉でございます。どうぞよろしく願ひいたします。(拍手)

○濱野委員長 最高裁判所事務総長関根小郷君。

○関根最高裁判所長官代理者 本年の七月に最高裁判所の事務総長に就任いたしました関根でございます。

裁判所の行政の面を通じて法秩序の確立に努めてまいりたいと存じますが、何ぶんにも不行き届きの者でございます。特にか裁判所のことにつきまして御理解のある法務委員会の皆さま方の御支援をお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○濱野委員長 これより裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二「別表の判事の最高額」を「一号」に、「その最高額」を「二号の報酬月額」に改める。

第九条第一項中「特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例に準じ」の下に、「第十五条に定める報酬月額」の報酬又は特号の報酬を受ける判事には、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条の二第一項の規定に基づき人事院規則で指定する官職を占める者の例に準じ」を加え、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による」を削り、同条第二項中「高等裁判所長官」の下に「及び第十五条に定める報酬月額」の報酬又は特号の報酬を受ける判事」を加える。

第十五条中「十一万五千八百円」を「十七万円」に、「七万六千九百円又は六万七千三百円」を「八万二千円又は七万一千六百円」に、「十萬二千円又は九万三千八百円」を「十萬九千円又は十萬一千六百円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

副 検 事												検 事														
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号
二四、〇〇〇円	二四、三〇〇円	二六、三〇〇円	二九、六〇〇円	三一、〇〇〇円	三六、九〇〇円	四〇、八〇〇円	四三、九〇〇円	四七、三〇〇円	五一、〇〇〇円	五七、三〇〇円	六四、四〇〇円	二六、三〇〇円	二九、六〇〇円	三一、〇〇〇円	三六、九〇〇円	四〇、八〇〇円	四三、九〇〇円	四七、三〇〇円	五一、〇〇〇円	五七、三〇〇円	六四、四〇〇円	七一、六〇〇円	八二、一〇〇円	八五、六〇〇円	九四、二〇〇円	一〇一、六〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2 検察官が昭和三十八年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

3 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。
附則第五項中「及び暫定手当」を「暫定手当」に改める。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱野委員長 まず政府より提案理由の説明を求めます。法務大臣賀屋興宣君。

○賀屋国務大臣 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要を認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは御承知のとおりであ

ります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第であります。

改正の要点の第一は、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める裁判官の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表及び第九条に定める検察官の俸給の各月額を増加することとする点であります。改正後の裁判官の報酬及び検察官の俸給の各月額を現行のそれと比較しますと、その増加倍率は、おおむね一般の政府職員についてのこれらに対応する各俸給月額の増加倍率と同様となっております。

第二は、一般の政府職員については、今回一般職の職員の給与に関する法律別表の行政職俸給表(イ)の一等級に新たに特号俸を設けることとしておりますので、裁判官及び検察官につきましても、これに準じて、その報酬または俸給の号として、裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律の各別表に判事特号または検事特号を設けることとする点であります。この報酬及び俸給の月額は、一般の政府職員について設けられます一等級特号俸の俸給月額と同一となっております。なお、この判事特号及び検事特号を設けることとすることに伴いまして、従前の例にならい、裁判官の報酬等に関する法律第十五条に定める判事の報酬の月額を、この特号の報酬または俸給の月額をこえる額に改めることとしております。

この両法律案の附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この給与の改定を昭和三十八年十月一日から

適用すること等必要な措置を定めております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○濱野委員長 以上で、両案に対する提案理由の説明は終わりました。

両案に対する質疑は次会に行なうことといたします。

次会は来たる十四日午前十時理事會、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十六分散会

昭和三十八年十二月十六日印刷

昭和三十八年十二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局